

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 孫亨燮 (ソン・ヒョンソプ)

プライバシーおよび個人情報保護は、情報化社会において鍵となる法的論点である。新たに登場する情報技術によって現代生活の利便性が飛躍的に向上する一方で、本人の知らない形で個人情報が収集・管理・利用されるなど、プライバシー侵害への懸念も高まっている。本論文は、プライバシーおよび個人情報保護の概念と意義を分析し、各国の関連する法制度を比較検討するとともに、情報化社会の直面する多様な憲法上の論点を解明することを課題とする。

論文は、序論の他、全体で3部に分かれ、各部はそれぞれ4章で構成されている。序論では、研究目的並びに論文全体の構成が示される。第一部では、プライバシーおよび個人情報の意義と両者の関係が分析され、その上で、プライバシーを侵害する国家行為に妥当する違憲審査基準を導出する上での基本的な視点が示される。第二部では、アメリカ合衆国、EU、日本および韓国におけるプライバシー権法理の発展と個人情報保護法制の展開が跡づけられる。第三部では、住民登録制度、指紋採取、教育情報システムなど、各国の個別の問題に即した検討が行われ、中でも日本の住民基本台帳ネットワークが含む憲法上の論点が分析される。

第一部「プライバシー権とは」では、サミュエル・ウォーレンとルイス・ブランダイスによる著名な論文を出発点とするプライバシー概念の生成と展開、プライバシー保護と名誉保護との相補的關係、プライバシーと個人情報との異同が分析される。アラン・ウェスティンの情報コントロール権としてのプライバシーの把握、自己情報コントロール権の重要性を人間関係の形成を自律的に選択する能力に求めるチャールズ・フリードの見解、自己情報のコントロールを自己（の一部）を誰が覚知しうるかに関するコントロールとして捉え直すリチャード・パーカーの議論、プライバシーに関するさまざまな理解が個別の法的論点の解明に資するか否かを重視するダニエル・ソローヴの実用主義的アプローチ等を概観した上で、著者は、プライバシー権に関するいずれの把握もプライバシーとして各社会において理解されているものを統一的に過不足なく捉えることは困難であるとし、当該社会において現にプライバシーとされる雑多なものを広くプライバシーとして受け止めるしかないとする還元主義の立場が妥当であるとする。

しかし、こうして広く把握されたプライバシーがすべて憲法上、同等の保護に値するわけではない。著者は、裁判所による司法審査の核心的機能は、社会の構成員の選好を集計

することで社会全体の統一的決定を導く政治部門によっては左右されるべきではない、各構成員の人格的自律に関わる利益——「切り札」としての人権——を保護することにあるとし、プライバシーを制約する国家行為がいかなる違憲審査基準に服することになるかを判断するにあたっては、そこで問題とされているプライバシーが当事者の人格的自律に関わるものといえるか否か、そして、侵害の態様が直接的なものであるか否かが主要な論点となるとする。この結果、プライバシーの中でも、憲法上、厳格な審査による厚い保障が必要となる領域と政策的考慮に基づいて一定の合理的制約が可能となる領域との区別が導かれる。このことは、プライバシーと重なり合いながらも外延を異にする個人情報の制約に関わる違憲審査についても当てはまる。

第二部「各国のプライバシー権」では、民間部門での個人情報保護について部門ごとの自主規制を主とし、9・11テロ以降は公的機関による広汎なプライバシー侵害のおそれが懸念されているアメリカ合衆国、公共部門・民間部門を包括する個人情報保護法制を備えるEU諸国、さらにこうした国々の影響を受けつつプライバシー・個人情報保護法制を発展させてきた日本と韓国におけるプライバシー権法理および個人情報保護法制の展開がさまざまな判例・立法例を素材とし、その問題点の指摘を含めて、詳細に跡づけられる。とりわけ、韓国における公共機関個人情報保護法制が、多くの例外規定や適用除外の法令を含むため、個人情報保護の観点から、十分な法制とはいえない難い点が指摘される。第二部の各国の法制・判例等の紹介は、プライバシー概念の理解が時代により、また社会によって異なるものであり、特定の観念によってすべてを過不足なく説明することは困難であると第一部での主張を裏付ける意味を持つ。

第三部「現代社会におけるプライバシー権の争点」では、第一部で導かれたプライバシーおよび個人情報保護に関する概念の整理と違憲審査のアプローチを具体的な問題にあてはめることを通じて、現代社会が直面する多様な憲法の争点を解明することが試みられる。とりあげられるのは、日本の外国人登録法上の指紋採取に関する判例、韓国の住民登録法上の指紋押捺制度、韓国の教育情報システム等であるが、中でも日本の住民基本台帳ネットワークがもたらすプライバシー侵害の懸念に関する争点が、関連する裁判例とともに詳細に分析される。

いずれの争点に関しても著者のアプローチは一貫しており、プライバシーの保障根拠に関する特定の観念を前提とした上で問題となっている情報がプライバシーの保護範囲に属するといえるか否かを決め手とするのではなく、収集・管理の対象となるプライバシーあるいは個人情報が人格的自律に深く関わる領域に属するものか、あるいはそれ以外の領域に属するものかによって厳格な違憲審査が要求されるか否かが区別されるとするものである。住民基本台帳ネットワークについても同様のアプローチが妥当し、著者は、同ネットワークによって収集・管理される氏名・住所・性別等の個人情報は、その収集・管理によ

って直接に個々人の人格的自律に直接かつ深刻な侵害が生ずるものではないため、制度として当然に違憲と判断することは困難であるとしつつ、同システムの安全性に外部からの侵入等の具体的な危険性が存在する場合には、合理性を欠く政策的選択として違憲とされることもありうるとする。

以上のような具体の争点に関するあてはめを通じて、著者のプライバシー概念の把握と違憲審査のアプローチが十分な有用性を持つことが主張される。

以上が本論文の要旨である。本論文の長所としては、次の点を挙げることができる。第一に、プライバシー概念の把握やその保護の必要性に関してさまざまな学説を丹念に紹介・検討していることが挙げられる。プライバシー権を個人情報や名誉権、さらには自己決定権等との関係でいかに把握すべきかについては、なお判例・学説ともに流動的なところがあり、著者が行った基礎的な諸学説の紹介は、この問題を理解する上で重要な示唆を与えるものである。当該社会において現にプライバシーとされるものをプライバシーとして受け止めるべきだとする著者の還元主義の立場、さらには、こうして広く把握されたプライバシーがすべて憲法上、同等の保護に値するわけではなく、問題とされているプライバシーが当事者の人格的自律に関わるものといえるか否かによって違憲審査基準を区分すべきだとする著者の議論も、相応の説得力を持つものと思われる。

第二に、こうしたプライバシー概念の理解と違憲審査のアプローチを、日本の住民基本台帳ネットワークの合憲性等、情報化社会が直面する具体的な争点にあてはめて解決の方向性を示している点を挙げることができる。著者は必ずしも個別の論点に関する具体的結論を明確に示しているわけではないが、問題ごとに留意すべき論点と採るべきアプローチを示す慎重で謙抑的な姿勢は、むしろ著者の分析に説得力を与えているともいえる。

第三に、プライバシーおよび個人情報保護に関する各国の理論と法制度をその生成と発展の経緯を含め、丹念に紹介していることが挙げられる。とくに、韓国におけるさまざま法制度および憲法判例の紹介は他にその例が多くはないことから、日本における同種の法的論点を検討する上で参考となるものと考えられる。

もつとも、本論文にも短所がないわけではない。第一に、各国の個別の学説、判例、法制度等の紹介は丹念になされているものの、それらを全体として貫く理論的・体系的な分析という点で深みに欠けるところがあり、平板な論点の指摘にとどまっているかに見える点がある。第二に、日本語の文章表現にやや生硬さが散見され、著者の主張内容の明確な理解を困難にしている点がないわけではない。しかし、これらは本論文の価値を大きく損なうものとはいえない。

現代社会においてプライバシーおよび個人情報保護法制が持ちうる意義を分析し、具体の諸論点について解決の方向性を示す本論文の著者が、本論文の優れた内容に照らして、自

立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと判断される。